

記紀系譜の成立過程について

笠井倭人

【要約】 幾度かの結集期を経て成立した記紀系譜は、そのうちに突に多様な歴史的条件を輻輳させており、後代的な改変・添加のあとをそこに認め得る。記紀研究はまずこの改変・添加のあとを丹念にときほぐし、そのあとを刻明に追求して行くことからはじめねばならない。本論はそうした問題意識のもとに、主として婚姻史料をとりあげ、記紀成立の一側面を考察してみた。そしてその結果、開化天皇以前の皇統系譜・日子坐王系譜・天日矛系譜等の諸系譜には、天武朝の婚姻形態を土台として成立したと思われる要素の存在が明らかとなった。そしてこのことは、その成立をめぐって幾多の議論が重ねられて来た開化天皇以前八代の記載についても、一つの解決の見通しが与えられるであろう。

一

四世紀から五世紀にかけ次第に確立する王権の世襲制にともない、系譜に対する関心を次第に強めて来た皇室及び諸豪族は、丁度この頃より習熟して来たとおもわれる筆録技術を利用し、系譜の成文化に着手しはじめた。いまこれを史料についてみるならば、その世襲制に関しては、宋書倭国伝にみえる皇位継承記事^①、及び武王上表文の一節「累葉

朝宗、不愆于才、臣雖下愚、忝胤先緒、驅率所統、帰崇天極」の諸記事を引用するまでもなく、記紀における皇位争奪事件が、五世紀に入ると次第にその血縁的範囲を狭めてゆくことによつても明らかである^②。また、その成文化については、文字の輸入という文献学的考察にふれないまでも、肥後国玉名郡江田町船山古墳出土の大刀銘^③（五世紀前半）、紀伊国隅田八幡宮所蔵画像鏡銘文^④（五〇三年）といった有力な資料を我々は有している。

しかしながら、たとえ皇室・諸豪族の系譜がすでにこの頃より成立していたとしても、それが記紀編纂に際し帝紀として利用されるに至るまでには、幾度かの結集期を経ており、その都度幾多の改変・添加がおこなわれているのである。したがって、今日みる記紀系譜は、その内に多様な歴史的条件を輻輳させており、真に史料としての価値を求めるには、幾代かにわたって試みられている改変・添加のあとを丹念にときほぐし、素材の形に還元して、その成立の過程を刻明に追求してゆかねばならない。

記紀原史料の結集期としては、推古朝・天武朝の二つの時期をとりあげ、この二朝の反映を記紀上代の部に見出すようにするのが今日の学界の方向である。結集期としてこの二朝をとりあげるのには、いうまでもなく推古紀廿八年「皇太子（聖德太子―筆者註）嶋大臣共議之、録天皇記及国記臣連伴造国造百八十部并公民等本記」、天武紀十年「天皇御于大極殿、以詔川島皇子忍壁皇子……令記定帝紀及上古諸事」、及び古事記序文「天皇（天武天皇―筆者註）詔之。朕聞、諸家之所實、帝紀及本辭、既違正実、多加虚偽。当今之時、不改其失、未經幾年、其旨欲滅。……故推撰録帝紀、討覈

旧辭、削偽定実、欲流後葉」、等の記事を基とするものであり、推古紀廿八年のそれについては、津田博士の書紀編者造作説も存在するが、推古・天武の両朝において修史事業が行われ、その際、皇室をはじめ諸豪族の所有する記録が撰録されたことは、まず疑問の余地をもたない。これがため、今日の学会においては、たんに問題を系譜に限らず、記紀成立史の一分野としてこの両朝の意義を高く評価し、その時代的反映を記紀の中に見出そうとする努力が意欲的に行われ、これについてのすぐれた業績を我々は得ている。

就中、梅沢伊勢三氏が「書紀から古事記へ」^④、「原日本書紀の記定」、上田正昭氏が「上代氏族系譜の形成過程」^⑤、「神統譜の展開」^⑥の中において示された見解は、この分野の代表的なものといつてよい。これら両氏は、推古朝、或は天武朝の歴史的条件を背負つてのみ成立し得ると思われる記事を記紀上代の部から検出し、複雑なベールに包まれて成立している記紀の性格に迫られた。しかしながら、これら両氏の論攷は、その方法論においては同一の立脚点に立ちながらも、その下された結論においては、記紀原史料の成立について、推古朝を重視すべきか、或は天武朝を重視す

べきであるかという根本的な問題に於いて互に相対立し、いまなお烈しい論争が闘わされていることは周知のところである。

おもうに、この論争が容易に結着を迎え得ないのは、これ等両氏がともに後代の反映としてとりあげられた史料の多くが、その性質上、年代的位置づけにおいて比較的自由な立場が許され、たとえ同一の史料をとりあげても、その成立基盤を推古朝・天武朝の何れにするかについては甲論乙駁、最後の決め手を見出し得ないところに基づくものである。してみれば、この問題の全面的解決は、なお籍するに時を以てせねばならないが、問題を本論の課題である系譜の成立にのみ限定してとりあげるならば、上田氏が天武紀十三年十一月の新姓賜与氏族の三分の一以上の氏族について、古事記孝元天皇の巻の割註にみえる氏族始祖系譜と全く一致していることを指摘されたのは、まず注目に値するところであろう。しかしながら、氏族始祖系譜は系譜としてこれをみるとき、非常に特殊なものであるのみならず、皇室系譜に直接関与する度合も少ない。かつ割註系譜がたとえ後代の添加であるにしても、それは本文系譜そのものを考

察する手懸とはならないであろう。

本論にあつては、これら二氏の業績を念頭におきつつ主として婚姻型態を中心として記紀本文系譜の成立過程を考察してみようと思う。その論証過程、及びそこから導き出された結論については大方の批正を俟つより外はないが、記紀系譜成立の解明に僅かなりとも貢献するところがあれば望外の喜びとするところである。

二

周知の如く、記紀系譜にあつては、天皇・皇族は勿論のこと、僅少なながらも附載されている一般氏族系譜においても比較の数多くの親族結婚を見出すことが出来る。そして、それらの中にあつてもとりわけ我々の注意をひくのは、多様な血縁結婚の型態のうち姨・甥婚、伯父・姪婚といった世代を異にする相互間の婚姻、即ち異世代婚が数多く存在することである。⑩ いまその分布の狀態から考察の第一歩をすすめるため表示すると次表の如くである。

この表により、我々は天皇の系譜においては異世代婚の分布が非常に片寄つた姿を示し、孝安朝以前と欽明朝以後

型態	歴代		神代	綏靖	懿徳	孝安	開化	景行	応神	仁徳	雄略	清寧	欽明	用明	舒明	孝徳	天智	天武	
	姨・甥婚	伯父・姪婚																	
	● 記紀			● 紀		● 記紀	○ (日子坐王) ○ (山代大筒木真若王) 記			○ (若渟毛二俣王) 記				● 記紀	● 紀			● 紀	● 紀
									○ (多遲間比多訶) 記		● 記		● 記紀						● 紀
								○ (倭武命) 記紀				○ (鯽魚女) 記							
																			● 紀

註 時に註記なきものは、天皇の婚姻にみられる場合を示す。

との歴代に集中的に表われていることを知る——以下前者を上代異世代婚グループ、後者を欽明朝以後異世代婚グループとよぶ。そして、この両グループの間に存在する異世代婚は、開化朝の日子坐王、および山代之大筒木真若王、景行朝の倭武命、応神朝の多遲間比多訶、仁徳朝の若渟毛二俣王、雄略天皇、清寧朝の鯽魚女の場合の計七例であるが、この七例の取り扱い方如何は、上代異世代婚グループと欽明朝以後異世代婚グループとの史的連続性を直接左右するものであるがため、その考察は最も慎重を要するところである。したがって、まずこの七例の検討から進めてゆこう。

この七例は、その史料の性質からして次の三群に分類して考察するのが適當である。

A 群 日子坐王、山代之大筒木真若王、多遲間比多訶、若渟毛二俣王

B 群 倭武命、雄略天皇

C 群 鯽魚女

A 群に属する系譜は共通して附加的系譜の性質をもつものである。

一体記系譜は、皇統の由来を明かにするところに最大の目的がおかれ、皇室系譜というよりもむしろ天皇系譜を主軸にして展開し、天皇の出生・婚姻及び皇子・皇女の出生記事が、その主たる構成要素となつてゐる。したがつて、皇妃の出自に關しても比較的明確な記載が行われ、記紀の上からその出身氏族を知り得る例が多い。そしてこの場合、記紀ともに、父稱には母・兄の氏族を明かにすることによつて、皇妃の出自を明かにしようとする方法を採つてゐるが、書紀が原則として、一世代以上遡つては姻族を明かにしてゐないのに反し、古事記にあつては二世代・三世代、時には息長帯比売命の如く、五世代にまで遡つて姻族の系譜的説明がなされてゐる場合がある。この様に、皇統を明かにする上に直接的な役割を担わないにもかかわらず、二世代以上にわたつて記されてゐる系譜を以下附加的系譜という称名でとらえ、皇統を明かにする上に直接的な役割を果してゐる系譜を皇統系譜と称名してこれと対称することにす。そして、附加的系譜にみられる異世代婚を附加的異世代婚グループという名称でとらえることにす。

この附加的系譜なるものは、その通性として氏族伝承的な性格をもつものであり、これらの系譜的性質を明らかにするためには、まずこの系譜を成立させてゐる氏族を明らか

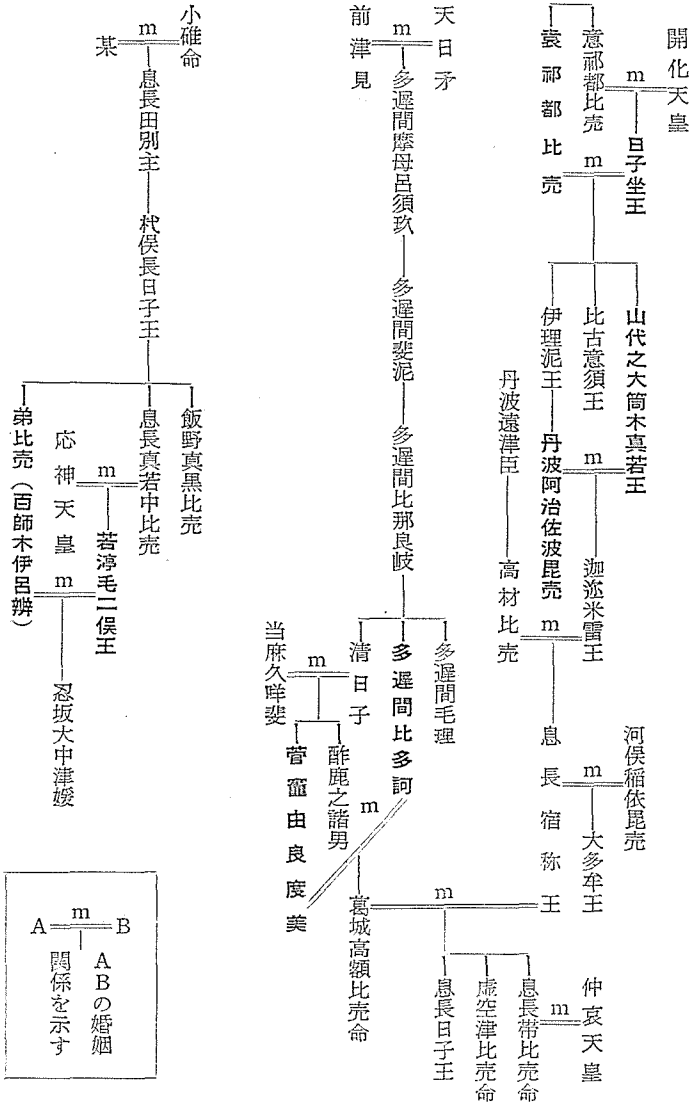
かにしなければならぬのである。このための理解を容易にするため、A群の諸系譜を表示すれば、第一表の通りである。多遅間比多訶のみえる天日矛系譜については、記紀ともに比多訶の兄多遅間毛理をもつて三宅連の祖としてゐるのみならず、新撰姓氏録右京諸蕃にも「三宅連新羅國王子天日桢命之後也」とあるところから、この系譜が三宅連の伝承にもとづくことは疑問のないところであらう。若渟毛二俣王系譜については、新撰姓氏録左京皇別に「息長真人、出自菅田天皇皇子稚渟毛二俣王之後也」とあるのみならず、息長田別王・息長真若中比売等息長の姓をもつものが屢々この系譜の中に出てくるところから、これを息長氏の伝承系譜とみて間違ひあるまい。次に日子坐王系譜であるが、新撰姓氏録の中にあつて、この王を始祖とする氏族は、すべて異世代婚のみられない日子坐王系譜、即ちここに提示した系譜以外の日子坐王系譜に關連をもつものであり、前記二系譜の如く、姓氏録によつてこの系譜伝承氏族を求めることが出来ない、したがつて、我々はこの系譜そのもののなから伝承氏族を求めなければならないが、日子坐王そのものが和珥臣の祖日子國意都比売を母としており、

〔譜系王侯二毛淳若〕

〔譜系矛日天〕

〔譜系王坐子日〕

〔第一表〕 A群 異世代婚系譜



かつまた、この系譜が意郡都比売の妹袁郡都比売から展開していることを思えば、伝承氏族として、和珥臣の存在を当然重視しなければならぬ。ただこの場合、記紀系譜への収載価値を皇后出自の記事に求めるとすれば、仲哀天皇の皇后息長帯比売を出した息長氏の存在が注目されて来る。この系譜の伝承氏族として、和珥・息長何れの氏族をとるべきかはにわかには断じ得ないところであるが、和珥臣にしろ息長氏にしろともに天武朝において有力氏族であつたことには間違いない。和珥臣即ち後の大春日臣は、天武天皇十三年十一月朝臣の姓が、息長氏は同天皇十三年十月真人の姓が与えられているのである。天日矛系譜の伝承氏族たる三宅連も同年十二月に宿禰の姓が与えられており、ここに附加的系譜としてとりあげた三系譜は、ともに天武朝における功臣によつて伝承されたものであることを我々は知るのである。

以上のことによつても明らか如く、附加的系譜なるものは、氏族伝承系譜であり、しかもそれは天武朝における有力氏族の伝承系譜であるというところにその特別な性質が存する。したがつて、これら三系譜は、皇室系譜とは別個

に各氏族によつて伝承され、それが古事記編纂に際し、天武朝の史局において附加されたものであろう。かくの如く、三系譜の成立が皇統系譜と異なつた事情のもとになされたとすれば、当然いまみる歴代の枠から外して別個の立場からその成立を考へて行かねばならない。されば、我々は開化朝から仁徳朝にわたる間に附載されているこれら諸系譜に、たとへ前表で明らか如く、上代異世代婚グループと欽明朝以後異世代婚グループと同一の婚姻型態である姨・甥婚、伯父・姪婚といつた異世代婚がみられるとしても、それをそのまま記紀に定められた時間的系列の上に配し、異世代婚が集中的にみられる上代異世代婚グループと欽明朝以後異世代婚グループとを結ぶ飛石的な史料として取扱ひ、異世代婚の史的連続性を証明する史料とはなし得ないであらう。^⑥否それのみか、附加的系譜が上代異世代婚グループと欽明朝以後異世代婚グループと同一型態の異世代婚をとつていふことは、それ自体がすでにその成立についての有力な見通しを物語つていふのである。

次にB群即ち倭武命・雄略天皇の両異世代婚に移らう。

この両婚はあくまでも皇統系譜に属するものであつて、附

加的系譜におけるが如く、後次的挿入ということは考え得ない。事実この兩婚にみられる異世代婚は、姑・甥婚であつて、日記においては他に類例をみない婚姻型態である。

その上、この二例における配偶者相互間の血縁的關係は、日記にいう倭武命・雄略天皇の存在年代——四世紀から五世紀——の頃としても史料的に何等撞着するところはないのである。これについては、更に後述で明らかにしておいたが、日記系譜にみられる多くの親族結婚は、その血縁的親疎にともなつて婚姻者相互間の血縁的關係も複雑となるが、父系を辿つてその血縁的——系譜的分岐点にまで遡るとき、必ず母系を異にした出自に結びつのが原則であり、それは垂仁朝から天智朝に至るまで一貫してみられる婚姻型態である。倭武命・雄略天皇の兩異世代婚の場合にあつてもこの原則に従つてゐる。(第四表系譜第②・第⑦参照)したがつてこの二例は一応当該時代の史料として是認しておきたい。

次にC群鯉魚女の場合の異世代婚であるが、これは「於母亦兄於吾亦兄弱草吾夫」たる躰寸と結婚したが、人倫上特に奇聞に属するものであつたがために伝承されたも

のであり、他の三系譜とは自からその系譜的性質を異にするものである。したがつて、この系譜というよりはこの物語の成立については、その背後に有力な氏族の存在も考えられず、かつまた国家的性格を担うものでもない。とすれば、我々は五世紀後半における素直な伝承としてこの記載を受け取りたいのである。

さて、以上の考察により、孝安朝から欽明朝に至る歴代の間にあつて、素直な伝承史料として認め得る異世代婚は、倭武命・雄略天皇・鯉魚女の場合の三例に限られることが明らかとなつた。しかしながら、たとえこの三例を史的事実としてその歴史的信憑性を認めるとしても、このことを以つて直ちに上代異世代婚グループと欽明朝以後異世代婚グループとの間の史的連続性を承認することは速断であらう。何故なら、これら二異世代婚グループは、ともに一致して姨・甥婚、伯父・姪婚の型態をとつており、例外としては、僅かに孝徳天皇の舅・姪婚一例を挙げ得るにすぎないのである。そして、倭武命・雄略天皇の場合にあつては、ともに姑・甥婚の型をとり、日記においては他にその類型をみず、舅・姪婚をとる鯉魚女の場合にあつても、孝徳天

皇にその一例を見出し得るにすぎないからである。このよ
うな事実は、倭武命・雄略天皇・鯉魚女の婚姻にみられる
異世代婚の型態が、欽明朝以後の一般の型態である姨・甥
婚、伯父・姪婚へと発展していったということについては
是認し得るとしても、欽明朝以後と同じ型態をもつ孝安朝
以前の異世代婚を、倭武命・雄略天皇・鯉魚女の異世代婚
より、より古き時代の事実としては受け取り得ないであろ
う。この場合、我々は孝安朝以前の異世代婚を、欽明朝以
後の社会的基盤の反映とする史料解釈を行うのが、記紀を
考究するものの常識的な見解ではなからうか。そして又、
欽明朝以後異世代婚グループと同一型態の異世代婚をもつ
附加的系譜グループの成立もこのような立場から取扱うべ
きであらう。

かくして我々は、ここに上代異世代婚グループと附加的
異世代婚グループと欽明朝以後異世代婚グループとの三グ
ループにみられる異世代婚が、たとえ記紀のいう年代から
すれば、互に異なつて位置づけられているとしても、その
成立は恐らく同一の歴史的基盤の上になされたものである
うとする有力な見通しを持ち得るに至つた。しかしながら、

こうした推察をより前進させるためには、なお一層これら三
系譜にみられる姨・甥婚、伯父・姪婚についてその具体的
な型態を考察しなければならぬ。

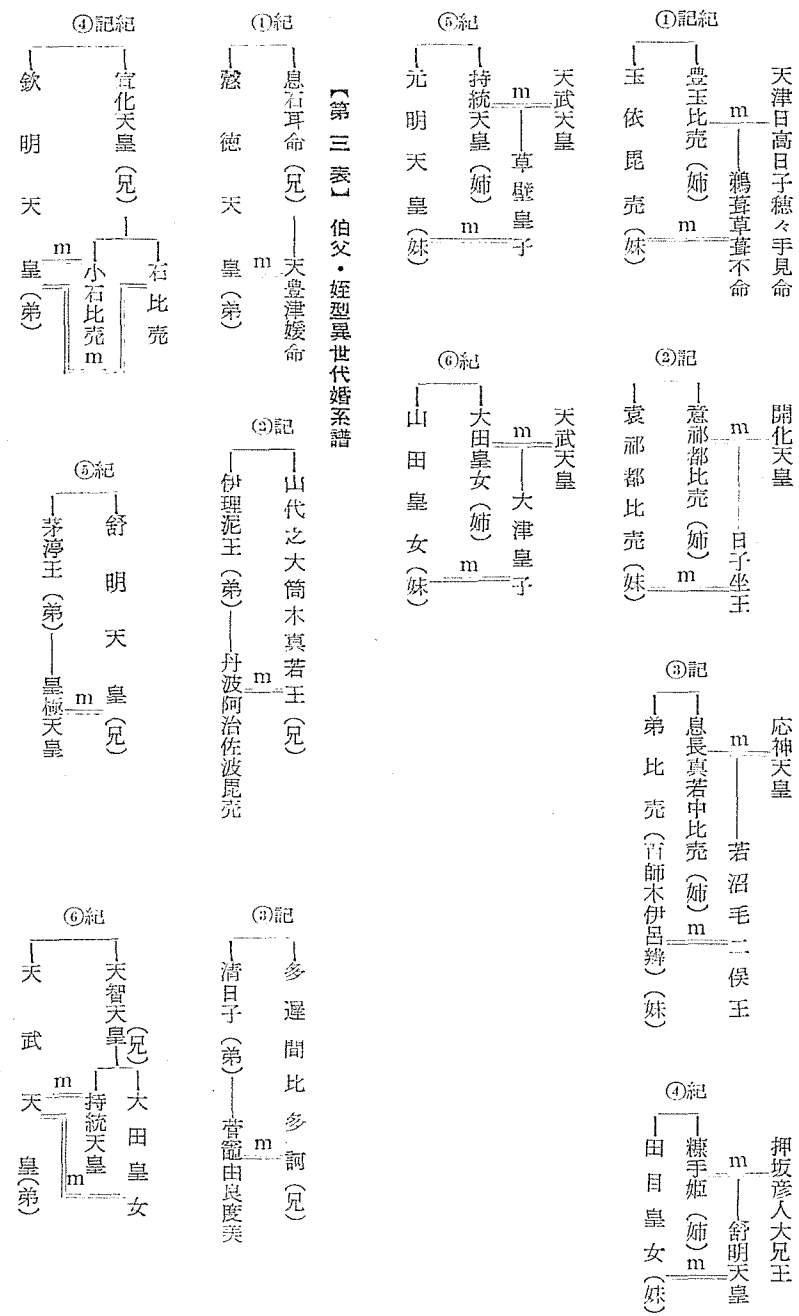
三

姨・甥婚、伯父・姪婚が成立する場合、前者については
姨にあたる女性が母の姉であるか、妹であるか、後者につ
いては伯父にあたる男性が父の兄であるか、弟であるかの
夫々二つのケースが考えられる。したがつて、もし三系譜
グループにみられる異世代婚が、同じ歴史的基盤の上に成
立したものであるとすれば、——ということは、とりもな
おさず上代異世代婚グループ・附加的異世代婚グループが
欽明朝以後異世代婚グループの反映であるとすれば——当
然この点においても深い繋りが認められなければならない。

まず姨・甥婚について、母との姉妹関係が明かである史
料を具体的に示せば第二表の如くである。

その具体的記載をみても明かな如く、姨・甥婚八例のうち、
姉妹関係を分明にし得ない綏靖天皇・用明天皇の二例
を除いた六例は、すべて母の妹との婚姻であり、実に統一

【第二表】 嬭・甥型異世代婚系譜



ある姿を示している。

次に伯父・姪婚についてであるが、それは第三表にて知られる如く、父の兄弟関係の明らかでない孝安天皇・天智天皇の場合を除いた六例⁹⁾の型態は統一はされていない。しかしながら、懿徳天皇と天豊津媛命との間に行われている父の弟との伯父・姪婚は、欽明天皇と石比売・小石比売とのソロレート婚、天武天皇と大田皇女・持統天皇とのソロレート婚に夫々みられ、山代之大筒木真若王と丹波阿治佐波毘売、多遅間比多訶と菅竈由良度美との間に夫々行われている父の兄との間に結ばれる伯父・姪婚は、舒明天皇と皇極天皇との婚姻に見出すことが出来る。したがつて、姨・甥婚の如く、統一された型態をとつてはいないとしても、上代異世代婚グループ・附加的異世代婚グループにみられる型態は、ともに欽明朝以後の伯父・姪婚にもみられ、これら三者の成立が互いに密接に関連した歴史的基盤の上になされたものであることはこれを否定することは出来ない。特に懿徳天皇の御名オホヤマトーヒコースキトモの命が、この天皇の場合と同じ型態の伯父・姪婚をとつている持続天皇の御名オホヤマトーネコーアメノヒロヌヒメの命とオ

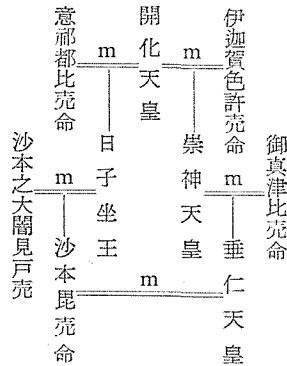
ホヤマトという美称・尊称において一致していることに注目したい。

以上の考察により、記紀にみえる異世代婚は、単に形式的な分布の上からのみではなく、その具体的な型においても上代異世代婚グループ・附加的異世代婚グループ・欽明朝以後異世代婚グループの三者には、共通した歴史的基盤がみられ、ために前二者の成立基盤を欽明朝以後におく見解はより一段と有力となつた。そこで、我々は最後の課題として、欽明朝以後という幅広い時代から、より焦点をしばつてその成立の時期を考えて行きたいと思う。

四

一体記紀系譜にあつては、親等の差こそあれ同一血縁者間の婚姻例が多くみられ、就中、皇后の冊立にあつては厳しくそれが守られていることは、聖武天皇の詔を引用するまでもなく周知のところであらう¹⁰⁾。ところが既述の如く記紀にみえる親族結婚をより詳細に検討するとき、単に血縁を同じくするというのみではなく、すでに触れた如く、父系を辿つて血縁的Ⅱ系譜的分岐点にまで遡るとき、配偶者

相互は必ず母系を異にした出自をもつという一つ原則が存在するのである。例をもつてこれを示そう。



この系譜をみれば自ら明らかな如く、垂仁天皇と沙本毘売命は従兄妹間の婚姻であるが、この両者はともに父系において開化天皇を祖父としながらも祖母を夫々異にしているのである。記紀系譜にあつては、この様な婚姻型態が、右の例の垂仁天皇と沙本毘売命のそれからはじまつて、天智天皇と倭姫王の婚姻に至るまで、允恭朝の木梨之輕王と輕大郎女との同母兄妹婚の場合を除けば（第四表系譜第⑥参照）、終始一貫して行われているのである。しかしこの同母婚が当時としては「御膳羹汗凝以作氷」（允恭紀）程の異例のことであり、それはまた「以百官。及天下人等。

背軽太子」（允恭記）最大の原因ともなつているのである。同母系の婚姻は当時としては実に非常のことであつたというる。

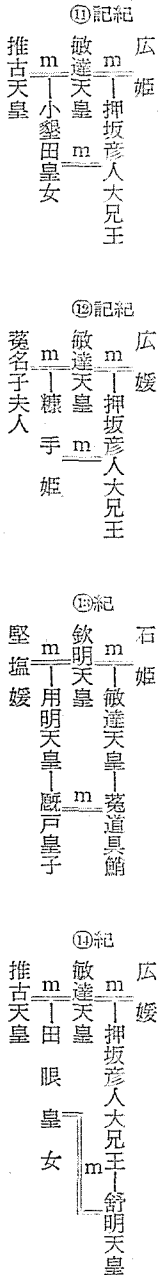
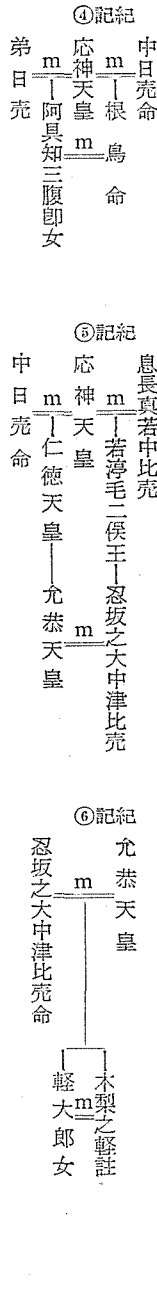
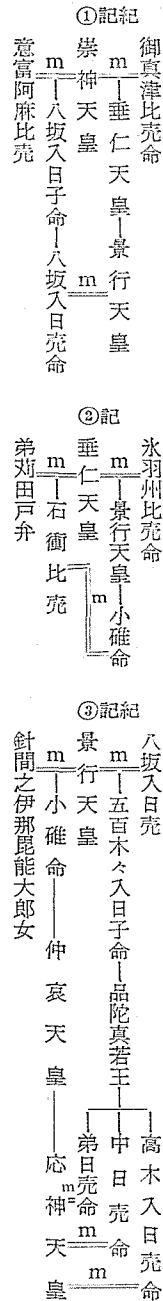
いま垂仁朝から天智朝に至るまでの六親等以上の親族結婚のうち、父系を辿つて血縁的Ⅱ系譜的分岐点の明かにし得るものを記載すると第四表の如くである。

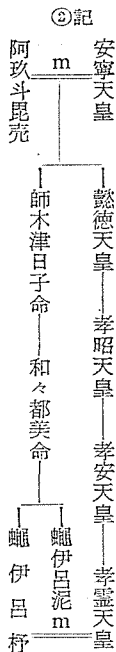
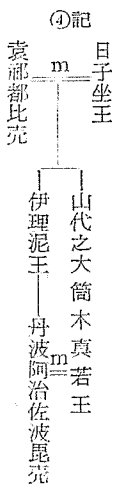
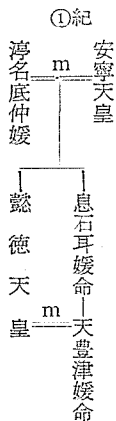
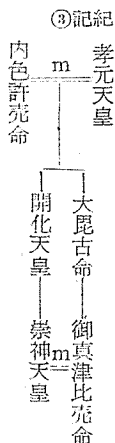
ところが、天武天皇・草壁皇子及び大津皇子の婚姻に至ると、この様な婚姻型態は完全に破られて来る。即ち第五表で明らかな如く、天武天皇は蘇我山田石川麿の娘遠智娘と天智天皇との間に生誕した大田皇女・鷗野皇女（持統天皇）をソロレトするが、天智天皇と天武天皇とはともに舒明天皇と宝皇女（皇極天皇）との間に生誕した同母兄弟である。

また天武天皇の皇子草壁皇子は、遠智娘の妹姪娘と天智天皇との間に生誕した阿閉皇女（元明天皇）を娶つているが、これも同母系統間の婚姻である。（この婚姻は草壁皇子の母方から考えると嬪・甥であるが、父方からすると従兄妹婚の型となる）

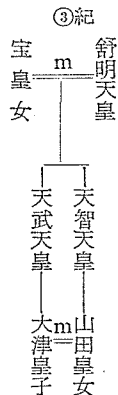
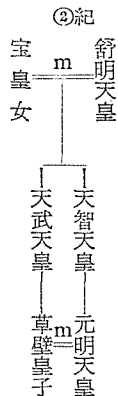
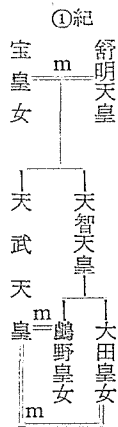
更にまた、大津皇子が山田皇女を娶つているが、これま

【第四表】異母系親族婚系譜

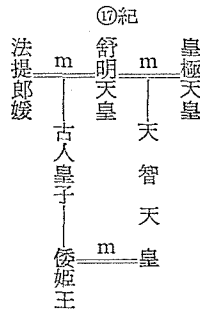
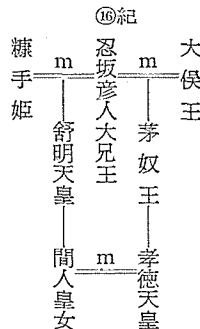
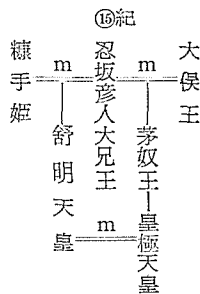




【第六表】 同母系親族婚系譜 (崇神朝以前)



【第五表】 同母系親族婚系譜 (天武朝)



た同母系統間に行われた婚姻である。(この場合も草壁皇子と元明天皇の場合同様父方からすれば従兄妹となる)

もはやここに至つては、父系を辿れば最終的には異なつた母系に辿りつくという前代までの婚姻型態は全く守られていないのである。

そうして、天武朝における異世代婚が四例ともことごとくこの型に属していることは、この時代の特殊な政情を考慮に入れるとしても、注目すべき婚姻型態の変化である。

ところが、この様な親族関係はひとり天武朝のみならず、附加的異世代婚グループ、及び崇神天皇以前の系譜(上代異世代婚グループを含む)においても見出し得るのである。

この史料の範囲内にあつて、系譜的Ⅱ血縁的分岐点における母系を明かにし得る場合は、第六表に示しているが如く、僅かに懿德天皇と天豊津媛命(上代異世代婚グループ)、孝靈天皇と蟬伊呂孁、崇神天皇と御真津比売命、山代之大筒木真若王と丹波阿治佐波毘売(附加的異世代婚グループ)の四例であるが、これら四例は、系譜的Ⅱ血縁的分岐点において、すべて同母系の婚姻である。

この様に、上代異世代婚グループ、及び附加的異世代婚グ

ループの中にあつて、分岐点における母系を明らかにし得るのは夫々一例宛にすぎないが、これがともに、天武朝にみられる異世代婚と配偶者間の親族関係において全く同一であることは、これら両異世代婚グループの成立が、欽明朝以後という幅広い時代から、天武朝という極めて限定された時代にあることを物語る。しかし、問題は単にこれのみに止まるものではない。崇神天皇以前の歴代の系譜にあつてその血縁的分岐点を明らかにしうる四例が、ことごとく天武朝を中心とする時代の婚姻と血縁関係において同一であるということは、従来から最も論議を重ねて来たこの間の歴代の成立についても、ここに有力な推断が下し得るからである。とくに崇神天皇を境として配偶者相互間の血縁関係が本質的に相違していることは、この歴代系譜に天武朝の歴史的反映が見出されるという以上に、歴代の配列についても一考してみなければならぬところである。即ち、この場合、結節点として最も重要な位置を占める崇神天皇と御真津比売との婚姻が、両者ともに内色許売命を祖母とする同母系統間の婚姻であることは、次に続く婚姻システムとの間に明らかに史的断層の存在を示すものであり、同

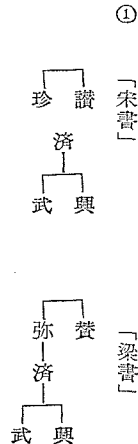
次元の系譜的繋がりとして以後の系譜と結びつけて取扱うことは出来ない(第六表系譜第③参照)。崇神天皇と御真津比売との系譜的結びつきは、天武朝における歴史的基盤の上に成立したものであり、決してそれ以前においては成立し得ない歴史的制約を受けているのである。

したがって、かつて旧稿において述べた如く、崇神天皇を初代とする原系譜が存在し、これに開化天皇以前の系譜が天武朝において附加されるに当り、今日みるが如き崇神天皇と御真津比売との系譜的繋がりが行なわれたものであろう。そして、それと同時に、附加的異世代婚グループとして一括して取扱つて来た諸系譜も亦、この時代に最後の整理をうけて附加され、ここに記紀系譜が成立完成したと推断したのである。

このような結論に多少なりとも妥当性が存するとすれば、もはや天武朝を無視しては記紀の成立を論ずることは出来ないであらう。記紀成立における天武朝の位置をここに改めて高く評価したのである。

本論を草するにあたり三品彰英・小林行雄両先生から多くの御指導を頂いた。記して感謝の意を表したいと思う。

(一九五六年十月稿)



- ② 小林行雄氏「古墳の発生の歴史的意義」(史林第卅八卷第一号)
- ③ 福山敏男博士「江田発掘大刀及び隅田八幡神社鏡の製作年代について——日本最古の金石文——」(考古学雑誌第廿四卷第一号)解説に多少牽強のところがあると評せられるが、この大刀が反正天皇の時代の製作にかかるとする博士の見解はいまのところ動かし難い。

- ④ 福山博士前掲論文参照、最近この画像鏡の製作年代を三三三年に比定しようとする論説が出されているが——西田長男博士「日本上代史の基準」(大倉山論集第二輯)——鏡式の上からしても福山博士の五〇三年癸未説に左袒したい。

- ⑤ 津田左右吉博士「日本古典の研究」(上・下)

- ⑥ 梅沢伊勢三氏「書紀から古事記へ」(文学第十六卷第九号)

- ⑦ 「原日本書紀の記定」(日本歴史第四三号)

- ⑧ ⑨ 上田正昭氏「上代氏族の形成過程」(国史学五五)、「神統譜の展開」(史林第卅九卷第一号)

- ⑩ 例えば、梅沢氏が垂仁紀二年十月の条にある「其二国之怨初起於是時也」の記事の成立を、二国即ち新羅と任那との抗争の激しい継体朝から推古朝の間に求めようとするのに対して、上田氏が天智天皇二年の百濟救援の失敗、征新羅軍の敗北等の記

載からすれば、日本の任那に対する関心は、大化以後にあつても切実であつたと反論しているのは、その代表的なものである。

⑪ 上田正昭氏「上代氏族の形成過程」(国史学五五)

⑫ 異世代婚の民族学的考察については、布村一夫氏の「上代日本の異世代婚について」(歴史学研究第一八二号)の力作がある。拙稿もこれに奪かれるところ大であつた。

⑬ 印は皇統系譜に、○印は附加的系譜に夫々異世代婚のみられる場合を示している。

⑭ 例えば、目下部連は新撰姓氏録によれば彦坐命より出たことになつてゐるが、この氏族は彦坐命と沙本大間見戸売との間に生まれた沙本毘古王の後裔である。以下の例は略す。

⑮ 新撰姓氏録左京皇別和爾部朝臣の条「和爾部朝臣大春日朝臣同祖」とある。

⑯ 布村氏は、前掲論文において、異世代婚が三世紀から一〇世紀に至るまで一貫して行われたと説いておられるが、史料批判の上からして、その上限を三世紀まで遡らすことについては賛

同し難い。

⑰ 綏靖天皇の皇后は、古事記によれば師木県主祖河俣比売であつて天皇との血縁関係は全くないが、書紀によれば皇后は五十鈴媛命であつて、天皇の母媛蹈鞺五十鈴媛と姉妹関係にある。しかし、この場合嚴密にいつて何れを姉とし、何れを妹にするかについては分明でない。また用明天皇の場合にあつても、母岐多斯比売と妃意富芸多志比売との順姉妹関係が明らかでない。孝安天皇と押媛との婚姻は記紀ともに姪とあるのみで具体的な血縁関係は不明である。天智天皇と倭姫王との伯父・姪婚は、天皇と倭姫王の父古人皇子との兄弟関係が明かでない。

⑱ 統紀天平元年八月戊辰の詔参照。

⑲ こゝに示した原典は系譜的に血縁関係が明瞭に連れ得るもののみを記した。したがつて記紀何れか一方のみを記している場合にあつても、それは婚姻そのものが一方の史料にしかみえないというのではない。

⑳ 拙稿「上代紀年に関する新研究」(史林第卅六巻第四号)

史学研究会例会

日時 五月十一日(土) 午後一時

場所 楽友会館

講師演題

日本古代の歴史と地理に関する諸問題

大和朝廷の勢力圏の問題

地方豪族の構造の問題

律令都市の歴史地理的性格の問題

小林行雄氏

門脇禎二氏

藤岡謙二郎氏

A Study of *Tato* (田堵)

—especially on its relation with *sanden* (散田) and *ukesaku* (請作)—

by

Yasuhiko Murai

Judging from its fundamental sources, it seems incorrect for me to take it for granted that the basic feature of *tato* (田堵), as it has been explained, is its personal subjection to the manor lords, or its manual labor. Then I tried to throw light on the following facts: the manor in the Heian era was based on the *sanden* (散田) system………*jisiden* (地子田) management by the contract of *tato* in *shoden* (庄田) (demesne of the manor lord); culminating in the conclusion that *tato* then subjected to the manor lord in rather weaker degree than under the *myoshu-myoden* (名主・名田) system.

The Making of Kiki (記紀) Genealogy

by

Wajin Kasai

With the intention that the study of Kiki (記紀) genealogy should, first of all, be to carefully trace its modifications and additions in the later period, I have investigated a side of the making of Kiki genealogy mainly from the matrimonial sources. Then I have come to the conclusion that the imperial lineage before the era of Emperor Kaika (開化), such as genealogies of Hikoimasunomiko (日子坐王), Amenohiboko (天日矛) and etc., was based on the matrimonial form in the reign of the Emperor Temmu (天武): and this assumption will throw light on the records of eight emperors before Emperor Kaika on the making of which many discussions have been made.